保　安　規　程（各機場共通項目）

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　横須賀市上下水道局　社家導水ポンプ所ほか１８箇所（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、電気事業法（以下「法」という。）第４２条第１項の規定に基づき、この規程を定める。

（保安業務の委託）

第２条　当事業場の電気工作物の工事、維持および運用の保安の監督に係わる業務は、電気事業法施行規則第５２条の２第２号の規定に基づく要件に該当する、保安管理業務者に委託するものとする。

（法令および規程の遵守）

第３条　当事業場の電気工作物設置者および従業者は、電気関係法令およびこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第４条　この規程を実施するため必要と認めた場合には、別に細則を定めるものとする。

（規程等の改正）

第５条　この規程の改正、または前条に定める細則の制定、改正にあたっては、保安管理業務者の保安業務担当者（以下「保安業務担当者」という）と協議のうえ、意見を尊重しこれを決定するものとする。

第２章　保安に関する業務の運営管理体制

（保安に関する業務の管理）

第６条　当事業場の電気工作物の工事、維持および運用における保安に関する業務は、横須賀市上下水道局長が統括管理（以下「統括管理者」という）を行うものとする。

（連絡責任者等）

第７条　電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のために巡視を行う者を定めるとともに、保安に関する業務のため必要な事項を保安業務担当者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を保安業務担当者に通知するものとする。

２．前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を保安業務担当者に通知するものとする。

３．前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安業務担当者に通知するものとする。
４．連絡責任者またはその代務者を、保安業務担当者が行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。
５．需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第１種電気工事士またはそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

（設置者の義務）
第８条　当事業場の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安上重要な事項を定めまたは行おうとするときは、保安業務担当者と協議し保安業務担当者の意見を尊重するものとする。
２．保安業務担当者からの保安に関する報告、指示および助言または協議決定した事項については尊重し、すみやかに必要な措置をとるものとする。
３．法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、保安業務担当者にその作成および手続き等の指導、助言を受けるものとする。
４．所管官庁が法令に基づいて行う検査には、保安業務担当者を立ち会わせるものとする。

（従事者の義務）
第９条　電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、保安業務担当者がその保安のために行う指示および指導を受けるものとする。

第3章　保　安　教　育

（保安教育）
第10条　電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な教育を行うものとする。
２．前項の教育については、保安業務担当者と協議のうえ、行うものとする。

（保安に関する訓練）
第11条　電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対し、電気工作物の災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。
２．前項の演習訓練については、保安業務担当者と協議のうえ、行うものとする。

第４章　工事の計画及び実施

（工事計画）
第12条　電気工作物の設置または変更（改造、修理、取替えおよび廃止をいう。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し保安業務担当者の意見を求めるもの

とする。

（工事の実施）

第13条　電気工作物の工事の実施にあたっては、別紙「点検、測定および試験の基準」（以下「基準」という）により、保安業務担当者に工事期間中の点検を行わせるものとする。

２．電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

３．電気工作物に関する工事が完成した場合には、別紙「基準」により、保安業務担当者に竣工検査を行わせ保安上支障のないことを確認させるものとする。ただし、保安業務担当者と協議のうえ、設置者の責任において工事施工会社等に検査を実施させる場合は、保安業務担当者に立ち会わせ確認させるものとする。

４．前１および３項の実施の結果、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、取るべき措置について行うものとする。

第５章　保　　守

（巡視、点検、測定および試験）

第14条　電気工作物の維持および運用に関する保安のための定期（巡視）点検、年次点検（停電点検）、臨時点検、測定および試験は、別紙「基準」により行うものとする。

２．前項の定期（巡視）点検、年次点検（停電点検）、臨時点検、測定および試験は、保安業務担当者と協議のうえ、これを的確に実施するものとする。

（技術基準の規定に適合しない場合の措置）

第15条　前条の定期（巡視）点検、年次点検（停電点検）、臨時点検、測定および試験の結果、技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理、改造、移設またはその使用を一時停止もしくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故等の応急措置等）

第16条　電気工作物に関する事故その他異常が発生しまたは発生するおそれのある場合には、連絡責任者およびその従事者は、保安業務担当者その他の関係先に迅速に連絡または報告し、保安業務担当者の指示・指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

２．絶縁監視装置を設置している場合で、絶縁監視装置が作動し警報を発した場合には、保安業務担当者は別紙「基準」により、警報発生の原因を調査し必要な措置をとるものとする。

３．事故その他の異常の発生原因の探求および再発防止について、保安業務担当者の

指導または助言を求め、必要に応じて保安業務担当者に臨時点検を行わせ適切な措置をとるものとする。

第６章　運転又は操作

（運転または操作）

第17条　平常時および事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、保安業務担当者の意見を聞いてあらかじめ定め、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

２．受電用遮断器の操作にあたっては、保安業務担当者は必要に応じて電力会社に連絡を行うものとする。

第７章　長期間の保管

（発電設備の長期間の保管）

第18条　発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行うほか、防錆、防湿等必要な対策を講じるものとする。

（運転の開始）

第19条　発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第８章　災害対策

（防災体制）

第20条　災害その他非常の場合に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安業務担当者の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

２．第１６条第１項の連絡もしくは報告すべき事項ならびに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

３．連絡責任者は災害その他非常の場合において緊急に送電を停止する必要があると判断したときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第９章　記　　録

（記録の保存）

第21条　設置者は、電気主任技術者等が行う巡視、点検および検査に関する結果について報告を求め、実施者およびその記録内容を確認し３年間保存するものとする。

２．前項の他、電気工作物の工事、維持および運用に関する記録および保存期間は次によるものとする。

（１）設置、修理および改造履歴、設備現況に関わる記録は電気工作物が廃止または撤去されるまでの期間とする。
（２）事故および災害時の状況の記録は３年とする。
（３）保安教育および訓練の実施状況の記録は３年とする。

10章　責任の分界

（責任の分界点）
第22条　電力会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

（需要設備の構内）
第23条　需要設備の構内は別図（需要設備構内図・附近図）に示すとおりとする。

第１１章　雑　　則

（危険の表示）
第24条　受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所には、取扱者以外の者が立入らないよう、出入り口に施錠装置および立入禁止の表示を設けるものとする。

（測定器具類の整備）
第25条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

（設計図、書類の整備）
第26条　電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間整備保管するものとする。

（手続書類等の整備）
第27条　関係官庁、電気事業者等に提出した書類および図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附　　則

この規程は、保安業務に関する契約書の指定した日から施行する。